

太田市の利用者負担額(保育料)について

平成29年度

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まり、平成29年度の利用者負担額(保育料)は下記表のとおりとなりました。

新制度の教育・保育の費用は、国・県・市の負担金と保護者の負担する利用者負担額(保育料)でまかなわれており、保護者が負担する利用者負担額は国が定めていますが、太田市は利用者負担額を国の基準額より低く抑えています。

太田市利用者負担額(保育料)表

単位:円

※ 参考 国の基準額

在籍児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額)					利用者負担額(月額)					
階層	区分	入園月初日において 1号(3歳以上)	平成29年4月初日の前日において					1号	2号	3号			
			教育		保育		保育		3歳以上	3歳以上	3歳未満		
1号	2・3号	標準時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	1	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	2	市町村民税非課税世帯	2,000	2,200	2,200	2,200	2,200	3,000	6,000	6,000	9,000	9,000	9,000
3	3	市町村民税均等割のみ課税世帯	2,800	6,600	6,500	6,600	6,500	16,500	16,300	19,500	19,300		
4	4	48,600円未満	7,000	7,900	7,800	7,900	7,800	14,100					
		48,600円		11,200	11,000	11,200	11,000						
5	5	48,601円以上 54,000円未満	8,800	13,300	13,100	13,300	13,100						
		54,001円以上 56,000円以下											
6	6	56,001円以上 58,000円未満	9,800	14,600	14,400	14,600	14,400						
		58,001円以上 64,000円未満											
7	7	64,001円以上 68,000円未満	14,300	15,600	15,300	15,600	15,300						
		68,001円以上 74,000円未満											
8	8	74,001円以上 77,101円以下	17,900	16,500	16,200	17,500	17,200						
		77,101円以上 78,000円未満											
9	9	78,001円以上 84,000円未満	14,300	17,000	16,700	17,800	17,500						
		84,001円以上 89,000円未満											
10	10	89,001円以上 97,000円未満	14,300	18,000	17,700	18,000	17,700						
		97,001円以上 102,000円未満											
11	11	102,001円以上 109,000円未満	14,300	18,500	18,200	18,500	18,200						
		109,001円以上 115,000円未満											
12	12	115,001円以上 133,000円未満	14,300	20,000	19,700	22,000	21,600						
		133,001円以上 151,000円未満											
13	13	151,001円以上 169,000円未満	14,300	21,000	20,600	24,000	23,600						
		169,001円以上 190,000円未満											
14	14	190,001円以上 211,201円以下	14,300	22,000	21,600	27,000	26,500						
		211,201円以上 235,000円未満											
15	15	235,001円以上 301,000円未満	17,900	22,500	22,100	28,000	27,500						
		301,001円以上 397,000円未満											
16	16	397,001円以上	17,900	26,500	26,000	32,000	31,500						
17	17		17,900	27,000	26,500	35,000	34,400						
18	18		17,900	27,500	27,000	37,000	36,400						
19	19		17,900	29,000	28,500	40,000	39,300						
20	20		17,900	31,000	30,500	45,000	44,200						

※生活保護世帯等とは、生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯です。

※太田市立幼稚園の市町村民税所得割課税世帯(1号認定の第4階層以上)の利用者負担額は、この表にかかわらず7,000円です。(平成29年3月31日現在、太田市立幼稚園に在籍し、引き続き1号認定を受けている児童を含む)。

※1号認定で第2及び第3階層、2号及び3号認定で第2階層と認定された場合、母子世帯、父子世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯、生活保護法に定める保護世帯など特に困窮していると市長が認めた世帯(以下「要保護世帯等」という。)については、利用者負担額が無料となります。

※1号認定で第2及び第3階層、2号及び3号認定で第2階層と認定された場合、第2子以降は利用者負担額が無料となります。

※同一世帯から2人以上の就学前児童が同時に保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障がい児短期治療施設通所部に入園している場合や、児童発達支援、医療型児童発達支援、特定地域型保育事業を利用している場合は、2人目児童の利用者負担額を半額、3人目以降児童の利用者負担額を無料としています(1号認定は年少から小学3年生までの範囲内)。

ただし、1号認定で第2階層から第6階層【太田市立幼稚園については、第2階層から第3階層及び第4階層(うち市町村民税所得割額が77,101円未満)】と認定された世帯、2号及び3号認定で第2階層から第5階層及び第6階層(うち市町村民税所得割額が57,700円未満)と認定された世帯は、上記の同時就園(1号は小学3年生まで、2号及び3号は就学前まで)については、多子のカウントにおける年齢制限を撤廃し、第2子が半額、第3子以降の利用者負担額が無料となります。

さらに、要保護世帯等の場合は、1号認定で第4階層から第6階層と認定された世帯【太田市立幼稚園については、第4階層(うち市町村民税所得割額が77,101円未満)】、2号及び3号認定で第3階層から第9階層及び第10階層(うち市町村民税所得割額が77,101円未満)と認定された世帯については、多子のカウントにおける年齢制限を撤廃し、1人目児童の利用者負担額を、1号については2,000円、2号及び3号については2,200円とし、2人目以降児童の利用者負担額を無料とします。

※2号認定の副食及び3号認定の主食・副食材料費については、利用者負担額に含まれています。

※3号認定が満3歳になった場合、年度中の利用者負担額は3号のままであり、翌年度から2号の利用者負担額となります。

※太田市で利用者負担額を徴収している児童が第3子以降子育て支援事業等により利用者負担額が減免決定となり、減免決定月以降に支払い済みの利用者負担額がある保護者には、後日、送付する還付依頼書の請求に基づき納め過ぎた利用者負担額を還付します。

※利用者負担額(保育料)の他に、施設が定める必要経費(教材費、送迎費ほか)の徴収がされる場合があります。詳細は直接、施設にお問い合わせください。